

# 平成29年度 森林計画事業 森林GISの機能拡充

## 森林法改正（林地台帳の整備）の目的

### 現状・課題

- ・原木増産に向けて、施業の効率化・低コスト化のために林地の集約化が重要
- ・しかし、森林所有者や境界が不明確な林地が増加し、集約化が進まない

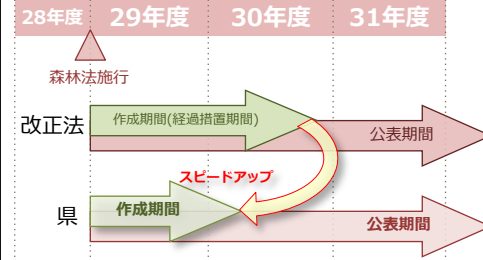
### 森林法改正(H28.5)

- ・集約化を進めるため、市町村が所有者情報を一元的に取りまとめ、担い手に提供する林地台帳制度を創設
- ・平成29年4月1日施行
- ・但し、経過措置期間は平成31年3月31日まで

### 森林GISの機能拡充

- ポイント①**  
市町村が林地台帳整備に必要な森林情報を総行政ネットワークを活用して、県と市町村で共有化
- ポイント②**  
法務局の登記簿情報や地図情報等を活用し、森林情報の精度を向上

### 林地台帳作成・公表スケジュール



### ポイント②

### 情報の精度向上

### 法務局

登記簿  
地積図

法務局

県(庁内クラウド)

森林GIS

登記・所有者情報

森林資源情報

施業履歴情報

林地台帳原案

一元  
管理

市町村

林地台帳の整備・公表・更新

林地台帳(イメージ)

法務局情報			森林簿等		履歴情報
所在地番	面積(ha)	登記上の所有者	林小班	実質の所有者	境界測量の実施
地目	氏名名称	住所	氏名名称	住所	地籍調査日
		登記日			事業実施日

精度の高い森林  
資源情報の提供

情報の共有化

総行政ネットワーク

森林組合  
林業事業体

森林情報の収集  
森林所有者への働きかけ  
施業地の集約化



境界の明確化・  
施業集約化活動

森林所有者

林地集約化を促進

効率的な生産システムの導入促進・低コスト化・原木増産